

大阪府随意契約見積心得

(目的)

第1条 この心得は、大阪府が行う随意契約（大阪府財務規則第61条の3第1項の規定による電子調達システムで実施する電子見積合せを実施するもの、取引の実例価格を考慮して価額が適正と認められる1件の費用が10万円以下のものの購入、修理等に係るもの及び公募型プロポーザル方式によるものを除く。）の場合における見積書の徴取その他の取り扱いについて、見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 見積者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）、大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する総務大臣の定める額以上のもの（以下「特定調達」という。）に係る随意契約については、見積者は、前項に定めるもののほか、同政令及び大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）を遵守しなければならない。

(公正な見積りの確保)

第3条 見積者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に見積価格を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の見積者と見積価格又は見積意思について相談を行うこと。
- (3) 第11条の規定による契約の相手方の決定の前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示すること。

(仕様書等の熟知)

第4条 見積者は、大阪府の見積依頼書その他見積依頼（以下「見積依頼書等」という。）及び仕様書等（仕様書、設計書、図面、契約書案、請書案その他の交付書類をいう。）に記載された契約締結に必要な条件を熟知の上、見積りしなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、大阪府に対し説明を求めることができる。

（見積り等）

第5条 見積者は、見積依頼書等に基づき、様式1（大阪府が別の様式を指定した場合にあっては当該様式）により見積書を作成し、提出しなければならない。

2 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除いた額（いわゆる税抜き価格）とする。

3 見積書は、見積依頼書等で指定した方法により提出する。

4 見積書が、見積依頼書等において指定した日時までに到達しないときは、当該見積は無効とする。

5 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

6 見積依頼書等により、前各項の規定と異なる方法とする場合がある。この場合は、その方法による。

（見積りの辞退）

第6条 見積りを依頼された者（以下「見積参加者」という。）は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。

2 見積参加者は、見積りを辞退するときは、見積り辞退届（様式2）を大阪府へ提出するものとする。

3 指定した期日を過ぎても見積書を提出しない場合は、当該見積参加者が見積りを辞退したものとみなす。

4 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び見積り参加について不利益な扱いを受けない。

（見積合せの取り止め等）

第7条 見積参加者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、複数の見積参加者による見積書の比較検討（以下「見積合せ」という。）の執行を延期し、又は取り止めることがある。

2 前項の場合において、大阪府が調査を行うときは、見積参加者は当該調査に協力しなければならない。

3 見積書の提出に当たって、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積合

せの執行を延期し、又は取り止めることがある。

(見積書の取扱い)

第8条 提出された見積書は、見積合せ後も返却しない。見積参加者が連合若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

(再度見積り)

第9条 見積合せ及びその者でないと履行できないという特定の相手に見積りを依頼する場合（以下「特命見積り」という。）において、予定価格の制限の範囲内で見積りがないうときは、必要に応じ再度の見積りを依頼する。

2 特命見積りにあつては、予定価格の制限の範囲内で見積りがあつても、再度見積りを依頼することがある。

3 前2項の場合において、再度見積り依頼を受けた者が辞退した場合にあつても、これを理由として以後の入札及び見積合せについて不利益な扱いを受けない。

(見積りの無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積参加者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 所在地、商号または名称、代表者氏名の記載を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 談合その他不正行為により行つたと認められる見積り
- (7) 同一の見積合せについて、2以上の見積りをした者の見積り
- (8) 大阪府から示した条件以外の条件を付した見積り
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第11条 見積りを行つた者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積もりをした者を、契約の相手方とする。ただし、契約内容に適合した履行を確保するため、大阪府が特に必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内で最も適正と認めた者を、契約の相手方とすることがある。

(同価格の見積りをした者が2者以上ある場合の契約の相手方の決定)

第12条 契約の相手方とすべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、大阪府が

指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。ただし、大阪府が別に指示する場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積合せ事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約相手方決定の通知)

第13条 第11条の規定により契約の相手方となった者は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

- 2 大阪府は、当該見積合せに参加した者のうち契約の相手方とならなかった者に対して、契約相手方名称及び契約予定金額を電話等で通知する。

(契約保証金等)

第14条 第11条の規定により契約の相手方となった者は、契約金額の100分の10以上（建設工事以外は、100分の5以上）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (1) 大阪府が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
- (2) 大阪府が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、大阪府財務規則第68条の規定を適用し、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、建設工事にあつては契約金額の100分の10以上、建設工事以外にあつては100分の5以上）を締結したとき。
- (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。この場合の保証金額は、建設工事にあつては契約金額の100分の10以上、建設工事以外にあつては契約金額の100分の5以上とする。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5又は同令第167条の11に規定する資格を有する者で、国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき。ただし、建設工事については、この限りでない。

- (4) 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合

(契約書等の提出)

第15条 第11条の規定により契約の相手方とされた者は、大阪府から交付された契約書及び暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書に記名押印し、契約の相手方と決定した日から10日以内に、これを大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 前項に規定する期間内に記名押印した契約書及び誓約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。ただし、大阪府財務規則第65条の規定により契約書の作成を省略する場合は、この限りでない。

3 建設工事以外の契約で大阪府財務規則第65条の規定により契約書の作成を要しない場合は、第11条の規定により契約の相手方とされた者は、契約決定後速やかに請書を大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

(苦情処理)

第16条 特定調達に係る見積徴取については、見積者は、随意契約の手続について、大阪府政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

(異議の申立)

第17条 見積者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第18条 その他見積合せ及び特命見積りに際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。

附 則

(施行期日)

この附則は、平成20年1月1日から施行する

附 則

この附則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この附則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この附則は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この附則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、令和3年10月1日から施行する。

(様式1)

見積書

年 月 日

大阪府様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

大阪府随意契約見積心得及び契約書の各条項並びに仕様書等を熟知のうえ、下記のとおり見積りします。

記

案件名称

金額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注) 見積書に記載された金額は、契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額(いわゆる税抜き価格)である。

金額を訂正しないこと。

金額記載の文字はアラビア字体とすること。

金額の頭に¥記号をつけること。

(様式2)

辞 退 届

年 月 日

大 阪 府 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

下記について、都合により見積りを辞退します。

記

案件名称